



2020年4月1日

各 位

会 社 名 株式会社関西スーパーマーケット
代表者名 代表取締役社長 福谷 耕治
証券コード 9919(東証第一部)
問合せ先 常務取締役経営企画室長 中西 淳
TEL 072-772-0341 (代表)
URL <http://www.kansaisuper.co.jp/>

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、株式会社大岡産業に対し、下記の通り、違約金等請求訴訟を大阪地方裁判所に提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 大阪地方裁判所
- (2) 提訴年月日 : 2020年4月1日

2. 訴訟した者

- (1) 名称 : 株式会社関西スーパーマーケット
- (2) 所在地 : 兵庫県伊丹市中央5-3-38
- (3) 代表者 : 代表取締役 福谷 耕治

3. 訴訟を提起した相手

- (1) 名称 : 株式会社大岡産業 (以下、「大岡産業」という)
- (2) 所在地 : 大阪府大阪市中央区今橋1-7-15
- (3) 代表者 : 代表取締役 岡田 達也

4. 訴訟提起に至った経緯

当社は、大阪府東大阪市神田町151-1所在の建物(以下、「旧建物」という)の1階部分を大岡産業から賃借し「関西スーパー瓢箪山店」を営業していましたが、大岡産業から旧建物の建替えに伴い退去を求められ、当社と大岡産業は、大岡産業が旧建物の跡地に新たに建設予定の商業施設に再出店させる義務を負う旨の定期建物賃貸借予約契約(以下、「本件予約契約」という)を2018年4月27日に締結し、2019年9月15日に引渡しを受ける予定でした。

以上の事実にもかかわらず、大岡産業がその義務を履行しなかったため、大岡産業に対し、本件予約契約に基づく違約金等の支払いを求める訴訟を提起したものです。

5. 訴訟内容及び請求額

次の金額を請求するものであります。

- ① 本件予約契約に基づく違約金として金405,000,000円

- ② 本件予約契約に基づく預託済み敷金として金 32,946,500 円
- ③ 本件予約契約に基づく遅延損害金として、2019年9月16日から上記①の解約違約金の支払済みまで月額 2,500,000 円の割合による遅延損害金
- ④ 本件予約契約に基づく遅延損害金として、上記①乃至③の各金銭債務の支払期日の翌日から支払い済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金

6. 今後の見通し

今後の訴訟経過等については、必要に応じて開示していく予定です。

以 上